

別添

○「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前
指 第 1 4 号 平成5年2月15日 【最終改正】医政地発 0326 第1号 令和7年3月26日	指 第 1 4 号 平成5年2月15日 【最終改正】医政地発 0921 第1号 令和4年9月21日	
(別添2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条 第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法 ◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。	(別添2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条 第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法 ◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。	
1 (略)	1 (略)	
2 化学的方法 (1) 塩素剤による消毒 ① さらに粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に、30℃で5分以上浸すこと（この場合、終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。）。 (注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。	(1) 塩素剤による消毒 さらに粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に、30℃で5分以上浸すこと（この場合、終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。）。 (注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。	

② <u>亜塩素酸水を使用する場合は、その遊離塩素濃度 25ppm 以上の水溶液中に 20℃以上で 10 分以上浸すこと又はその遊離塩素濃度 50ppm 以上の水溶液中に 10℃以上で 10 分以上浸すこと。</u> <u>(注) ①のさらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等に比べて漂白作用は小さい。</u> (2) ～ (5) (略)	(新設) (2) ～ (5) (略)
--	----------------------------------